

東京税財政研究センター 会報

NO.110

2019.7.1

発行人 岡田俊明
東京都新宿区百人町1-16-18

センチュリービル2F

TEL 03(3360)3871

FAX 03(3360)3870

E-mail tzzkc@nifty.com

中味が濃くとても勉強になった 第60回公開講座に70名参加

アンケートから

東京税財政研究センター恒例の研究発表会「公開講座」が、去る4月17日、御茶ノ水全労連会館で第60回目が開催されました。

当日は会員46名、会員関係者、会員以外の参加者が24名、合計70名が参加しました。

会員弁護士、民法改正の要点と影響を報告



今回の講座では2人の報告者が研究成果を報告しました。第1の報告者は、当会の会員で弁護士の金井清吉会員（写真左）。公開講座で弁護士からの報告は初めて。金井会員は、明治

29年4月27日に成立した民法の120年ぶりの抜本的改正について、経営、税務に関する諸点について解説。参加者から「改正の要点を具体的に示していただき、日頃の業務で留意すべき点がある程度理解できた。」「資料が良かった。今後活用したい」「実務では注意すべき点、大変参考になりました」「ポイントを押された話で、改正の詳細を抑える必要があると認識させられた」などのアンケートが寄せられていました。内容が多岐で、専門的な部分が多いため、センターでの引き続く研究が求められるところです。

加算税制度、期間制限等をめぐる諸問題

第2の報告は、この講座を境に急激に強化、拡大されていく税務調査を前に、（2面に続く）



〈鶴岡市より鳥海山を望む〉

夏がやがてきます！

第26回通常総会

日程が決まりました。優先して確保を！

日 時 8月19日（月）午後1時～
場 所 全労連会館（御茶ノ水）

・当口は、1年間の活動の報告、総括、来年度の活動方針の討議ほか、次期執行体制の選挙もあります。

「特別報告」として10月実施が予定される消費税率10%への引き上げ直前の対応策について報告します。（なお、参院選の結果で変更もあります）

総会、特別報告終了後5時からレセプション（会費5千円）を開催します。年に一度のセンター交流会。是非ご参加を！

(1面から) これに付随する加算税、重加算税、調査の遡及年限など喫緊の問題について八代司会員(写真右)が報告しました。過少申告加算税は、これまでの調査で具体的指摘があるまでの自主修正は加算税賦課なしとされていたのが、平成28年度の税制改正では「調査通知」後は5%の過少申告加算税が課される、など変更があることや、調査遡及年限では、偽り不正の6、7年遡及を乱発する傾向がみられるなど、この問題は納税者の権利を守る重要な問題となっています。八代会員は法律、通達、判例などから詳しい報告をしました。



参加者からは「たくさんの事例紹介ありがとうございました」「とても分かり易い説明と資料で参考になった」「加算税、重加算税、納税者になかなか説明できません。今日は参考になった」「加算税をめぐる重要判決を取り上げたのは大変参考になった」などのアンケートが寄せられています。



「任意の照会」から「情報照会の整備」に注目

経済取引のITC化で通則法改正

まず、マスコミで周知?

6月5日の朝日新聞一面に、4段抜き見出し「仮想通貨100億円申告漏れ、50人と30社国税局指摘」というトップ記事が載った。内容は、「一般社団法人日本仮想通貨交換業協会によると、2017年度には主要5通貨の売買額は総額69兆1465億円に急増、都内の複数の仮想通貨交換業者から(筆者注:国税当局は)顧客らの取引データの任意提出を受けた。」というもの。つづいて、「税逃れを防ぐため、取引額など顧客らの氏名を民間業者に国税側が照会できる制度が来年1月から始まる…事業者が照会に応じない場合などは罰則もある」(下線筆者)というもの。

国税庁発行の「納税環境整備」のチラシでは「経済取引の多様化に伴う納税環境の整備(情報照会手続の整備)」として、①現行実務上の任意の照会について税法上明確化する。②高額・悪質な無申告者等を特定するため特に必要な場合に限り、事業者等に対する情報照会ができるとした。(下線筆者)具体的には一定の条件のもと、氏名、住所、番号(個人、法人)に限定するとして、平成32(2020)年1月1日適用とあるが、その理由として「仮想通貨など、経済取引の多様化・国際化が進展する中、…納税環境の整備をします」とあるが、根拠条文が示されていない。

「情報照会手続」を「処分」といい、強制

平成31年度税制改正で、国税通則法の「一部改正」が行われた。国税通則法74条の7(提出物件の留置き)の次に「74条の7の2(特定業者への報告の求め)」(以下「新設条文」)を新設、同時に74条の12(諮問及び官公署等への協力要請)の1項から5項を削除して、条文標題を(当該職員の事業者等への協力要請)に「改正」(以下「改正条文」)した。

「新設条文」は1項から6項に構成され、第1項では「特定取引の場を提供する事業者に特定取引者に係る特定事項を…60日以内に報告を求めることができる」とある。注目されるのは、2項以下の各項とも「第1項の規定による処分」という表現を用いていることである。すなわち、「特定取引者に係る特定事項について…報告を求める」とは情報照会であっても、それ自体は「60日以内」「罰則付き」(検査拒否と同様)という条件下での「処分」であるといっているのである。

条文から「諮問」を削除

「改正条文」は条文標題を「当該職員の団体に対する諮問及び…協力要請」から「当該職員の事業者等への協力要請」に「改正」した。「改正」は74条の12の1項から5項を削除して6項、7項を1項、2項に「改正」したものである。この「改正」で注目されるのは、「改正」前の条文1項から5項には、

「所得税等に関する調査について参考となるべき事項を諮詢することができる」(下線筆者)となっている。「改正」条文に残した6項、7項には、この「諮詢」条項はない。国語辞典に「諮詢」とは、「意見を問う、意見をたずね求める」とある。今回の新設条文に関連して、なぜ74条の12の中の諮詢条項のある条文を削除したのか、「意見を訊ね、求める時代ではない。処分である」とでも言いたいのか。「改正」の真意が見えてきたというべきか。

政府税調、早くから持っていた問題意識

政府税制調査会は、経済取引のICT化の中で、インターネット取引が広がり、冒頭の新聞記事のような仮想通貨取引やシェアリングビジネス、クラウドソーシングなど新しいビジネスが登場する中、「雇用的自営業者」などの新語を生み出し、その実態把握や所得把握が困難という問題意識を早くから持っていた。今回の税制改正を前にも、政府税制調査会は1月31日の第21回総会では植松主税局調査課長が「税務当局による情報照会の仕組みとして、現在でも任意の照会は行われていましたが、他の法律の例も踏まえて根拠規定を整備することとしました。…氏名や住所等について照会する仕組みを構築することとします。」(下線筆者)と力説している。

インターネットを介した経済取引の複雑化の中で、課税の公平を確保する観点での今回の「改正」は「特定事業者に限る」とあるが、それ自体に異を唱えるものではないが、問題は一連の「改正」の中に「ついで改正」が行われていないかである。

「ついで改正」はないか

「所得税法等の一部を改正する法律案要綱」の「国税通則法の一部改正(第10条関係)」をみると、今回の「改正」は次のような構成になっている。

- ① 新設条文74条7の2では情報照会を「処分」と規定、かつ「1年以下の懲役または50万円以下の罰金」(検査拒否等と同様)の強制規定とする。
*この条文は、「特定事業者等への報告を求める措置」であること。
- ② 「改正」前の74条の12から「諮詢」条項がある条文をすべて削除。
*この条文は「国税に関する調査に参考となるべき帳簿書類その他の物件の閲覧又は提供その他の協力を求めることを法令上明確化する」ものであること。
- ③ 新設条文74条13の3、74条13の4では社債、株式の口座管理・振替機関の加入者情報の管理の強化

*この条文は、「個人番号、法人番号が付された加入者情報を税務上効率的に利用できる措置」とするもの。

情報収集の拡大・一般化・強制に要注意

税制改正大綱では「情報照会手続の整備」としているが、「事業者等」「特定取引者」の特定は曖昧である。一般事業者と受け取られかねない表現といつても過言ではない。また、国税庁発行の納税者向けのチラシ「納税環境整備」でも「特定取引者」の説明はなく、一般事業者に対する「情報照会手続の整備」と受け取られかねないものである。ここではなおも、「任意の照会について税法上明確化」と明記している。

インターネットを介した経済取引が日々拡大・複雑化していく中で、税務当局の情報収集が拡大・一般化・強制化していくことの影響を注目しなければならない。

(文責 飯島)

研究部会予定

権利研究部会

8月31日(土) 1時30分～

於・東京税財政研究センター

・民法改正に伴う相続税法改正

・税務行政と税務実務の電子化到達点

個人課税部会

8月26日(月) 5時～

於・東京税財政研究センター

*センター会員の参加はどなたでも可。参加費無料。
時間、会場等変更もありますので事前にセンターまでお問い合わせください。



<鶴岡市 湯の浜海岸>

センター活動日誌

4/21 東京土建杉並支部
4/24 全建総連都連
5/13 町田市民連合
5/17 東京土建
5/22 東京土建税対部
5/31 全建労

<投稿・寄稿>

商工新聞 5/31

女性白書

法と民主主義

住民と自治

新入会員紹介

◎ 五十嵐 智明

事務所 332-0012

川口市本町4-6-2 ドムスアルバ205

TEL 048-234-8004 FAX 048-234-8004

◎ 浦野 洋子

事務所 274-0822

船橋市飯山満町3-1582-2

セントラルコーポ船橋 7-201

TEL 047-404-8687 FAX 247-404-8687



〈羽黒山参道〉

開示資料情報

次の資料が6月21日までに開示されました。活用ください。

・全国国税局長会議(1/17)

・調査通知に関する調査手続き等の記録、確認方法(H28/12)

・継続2管理事案における管理体制の充実(H30/7)

・争点整理表の作成及び調査審理に関する協議・上申(H24/7)

・個人課税事務提要最新版

*情報公開担当は新たな情報の開示を求めて申請中です。CDRの必要な方はセンターまで。会員は無料。会員外は1枚千円。

ザ・コラム

七四回目を迎えた「沖縄慰霊の日」。安倍総理はあいさつの中で「基地負担の軽減に尽くす」と発言しました。これまでにない「嘘つき」「帰れ」などの怒号に包まれた。総理が沖縄の米軍基地縮小について何か行動した、発言したなど見たことも聞いたこともないのだから怒りはもつともだ。深刻なのはこれが日本の政治のパターンになつていることだ▲六月一二、「三三日の朝日新聞の世論調査。消費税の引き上げ反対五一%、賛成四三%。老後生活の報告書受け取り拒否について納得できない六八%、納得できる一四%。年金制度改革への姿勢について十分ではなかつた七二%、十分かわらず相変わらず国民無視の政権運営をしている。それも何年も何年もだ。過去には例を見ない。が政権の支持率は四〇%を超えて▲最近の「骨太閣議決定」では七〇歳を超えても正社員として採用しているように、という方針も示している。非正規の増加が叫ばれて久しいのに政権がその改善のために何かをやつたことは聞いたこともない。高齢者 弱者の切り捨ては政権の一貫した方針だ▲口先だけの「ペラ晋」政治にケジメをつけることが日本の国際的信用を高めることでもある。参院選は重要だ▲「慰霊の日」小学校6年生の言葉だ。「戦争の悲惨さを決して繰り返してはならない。伝え継いでいくことは私たちの使命だ。「命どう宝」生きているから笑えあえる。生きているから未来がある」聞いていましたよね安倍さん。